

高松市立学校職員の服務に関する規則等 の一部改正について

教育局学校教育課

1

議案第 1 号

1 例規整備の概要

部分休業及び子育て部分休暇を請求しようとする職員がする申出、請求等の手続について、香川県との整合を図る等のため、関係条文を整備するもの。

2

1 例規整備の概要

部分休業
(就学前まで)

子育て部分休暇
(小学校 3 年生以下)

1 日につき、2 時間

令和7年10月1日より

1 号 1日につき、2 時間

2 号 1年につき、10日相当

3

2 主な内容及び該当条項

(1) 高松市立学校の服務に関する規則の一部改正

ア. 職員の定義に学校栄養職員を加えるもの

(第 2 条関係)

イ. 職員が子育て部分休暇の申出及び変更の承認を受けようとするときは、あらかじめ教育長に、子育て部分休暇の取消しを受けようとするときは、あらかじめ教育長からその委任を受けた校長に、それぞれ請求しなければならないこととするもの

(第 1 0 条の 3 関係)

ウ. 職員が部分休業の申出及び変更の承認を受けようとするときは、あらかじめ教育長に、部分休業の取消しを受けようとするときは、あらかじめ教育長からその委任を受けた校長に、それぞれ請求しなければならないこととするもの

(第 1 3 条の 2 関係)

4

2 主な内容及び該当条項

(1) 高松市立学校の服務に関する規則の一部改正

工. 所要の規定整備をするもの

(第 1 0 条、第 1 0 条の 2 関係)

才. 所要の様式整備をするもの

(第 6 号様式の 7 関係)

高松市立学校職員の服務に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

高松市教育委員会教育長 小 柳 和 代

高松市教育委員会規則第 号

高松市立学校職員の服務に関する規則等の一部を改正する規則

(高松市立学校職員の服務に関する規則の一部改正)

第 1 条 高松市立学校職員の服務に関する規則(昭和 3 5 年高松市教育委員会規則第 3 号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 略 (1) 職員 校長、教員、<u>学校栄養職員</u>及び事務職員をいう。 (2)・(3) 略 (職員の年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等) 第 1 0 条 職員(校長を除く。)は、年次休暇を取得し、又は病気休暇(その休暇の期間が引き続き 1 月を超える場合を除く。)若しく	(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 校長、教員及び事務職員をいう。 (2)・(3) 略 (職員の年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等) 第 1 0 条 職員(校長を除く。)は、年次休暇を取得し、又は病気休暇(その休暇の期間が引き続き 1 月を超える場合を除く。)若しく

は特別休暇（教員にあっては公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年香川県教育委員会規則第 1 8 号。以下「公立学校職員勤務時間等規則」という。）第 1 3 条第 1 項第 5 号（その休暇の期間が引き続き 1 月を超える場合に限る。）、第 7 号及び第 8 号に、校長及び教員以外の職員にあっては職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年香川県人事委員会規則第 3 号。以下「職員勤務時間等規則」という。）第 1 5 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる場合の特別休暇を除く。以下この項において同じ。）の承認を受けようとするときは、学校庶務管理システムに所要事項を入力することにより、あらかじめ校長に請求しなければならない。ただし、これにより難い場合は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める書面を、あらかじめ校長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

3 職員（校長を除く。）は、病気休暇又は公立学校職員勤務時間等規則第 1 3 条第 1 項第 5 号に掲げる場合の特別休暇（これらの休暇の期間が引き続き 1 月を超える場合に限る。）の承認を受けようとするときは、それぞれ第 5 号様式による病気休暇承認申請書又は第 6 号様式による特別休暇承認申請書を、あらかじめ校長に提出しなければならない。

4 公立学校職員勤務時間等規則第 1 3 条第 1 項第 7 号又は職員勤務時間等規則第 1 5 条第 1 項第 6 号に掲げる場合の特別休暇の申出は、あらかじめ、第 6 号様式の 2 による産前休暇申出書を校長に提出して行わなければならない。

は特別休暇（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年香川県教育委員会規則第 1 8 号。以下「勤務時間等規則」という。）第 1 3 条第 1 項第 5 号（その休暇の期間が引き続き 1 月を超える場合に限る。）、第 7 号及び第 8 号に掲げる場合の特別休暇を除く。以下この項において同じ。）の承認を受けようとするときは、学校庶務管理システムに所要事項を入力することにより、あらかじめ校長に請求しなければならない。ただし、これにより難い場合は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める書面を、あらかじめ校長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

3 職員（校長を除く。）は、病気休暇又は勤務時間等規則第 1 3 条第 1 項第 5 号に掲げる場合の特別休暇（これらの休暇の期間が引き続き 1 月を超える場合に限る。）の承認を受けようとするときは、それぞれ第 5 号様式による病気休暇承認申請書又は第 6 号様式による特別休暇承認申請書を、あらかじめ校長に提出しなければならない。

4 勤務時間等規則第 1 3 条第 1 項第 7 号に掲げる場合の特別休暇の申出は、あらかじめ、第 6 号様式の 2 による産前休暇申出書を校長に提出して行わなければならない。

出して行わなければならない。

5 公立学校職員勤務時間等規則第 1 3 条第 1 項第 8 号又は職員勤務時間等規則第 1 5 条第 1 項第 7 号に掲げる場合に該当することとなった女性職員は、速やかに第 6 号様式の 3 による産後休暇届を校長に提出するものとする。

（指定期間の指定の申出等）

第 1 0 条の 2 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年香川県条例第 8 号）第 1 5 条第 1 項又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年香川県条例第 9 号）第 1 6 条第 1 項に規定する職員の申出は、あらかじめこれらの規定に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇指定期間指定申出書（第 6 号様式の 4）に記入して、教育長に提出して行わなければならない。

2 公立学校職員勤務時間等規則第 1 4 条第 5 項又は職員勤務時間等規則第 1 6 条第 6 項の規定により申し出る場合においては、あらかじめ介護休暇指定期間指定申出書に改めて指定期間を指定することを希望する期間の末日を記入して、教育長に提出しなければならない。

（職員の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の請求等）

第 1 0 条の 3 略

2 略

3 子育て部分休暇について、校長及び教員が公立学校職員勤務時間

5 勤務時間等規則第 1 3 条第 1 項第 8 号に掲げる場合に該当することとなった女性職員は、速やかに第 6 号様式の 3 による産後休暇届を校長に提出するものとする。

（指定期間の指定の申出等）

第 1 0 条の 2 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年香川県条例第 8 号）第 1 5 条第 1 項に規定する職員の申出は、あらかじめ同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇指定期間指定申出書（第 6 号様式の 4）に記入して、教育長に提出して行わなければならない。

2 勤務時間等規則第 1 4 条第 5 項の規定により申し出る場合においては、あらかじめ介護休暇指定期間指定申出書に改めて指定期間を指定することを希望する期間の末日を記入して、教育長に提出しなければならない。

（職員の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の請求等）

第 1 0 条の 3 略

2 略

3 子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ子育

等規則第14条の4第4項の規定による申出及び同条第5項の規定による申出の変更をしようとするとき並びにその承認を受けようとするとき、又は校長及び教員以外の職員が職員勤務時間等規則第21条第3項の規定による申出及び同条第4項の規定による申出の変更をしようとするとき並びにその承認を受けようとするときは、あらかじめ子育て部分休暇申出（変更）兼承認（取消）請求書（第6号様式の7）により教育長に、子育て部分休暇の取消しを受けようとするときは、あらかじめ同様式により教育長からその委任を受けた校長に、それぞれ請求しなければならない。

（部分休業の承認の請求等）

第13条の2 職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第19条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による申出の変更をしようとするとき並びに部分休業の承認を受けようとするときは、あらかじめ、教育長に、部分休業の取消しを受けようとするときは、あらかじめ、教育長からその委任を受けた校長に、それぞれ請求しなければならない。

て部分休暇承認（取消）請求書（第6号様式の7）を教育長に提出しなければならない。

（部分休業の承認請求）

第13条の2 職員が部分休業の承認又はその取消しを受けようとするときは、あらかじめ、校長に請求しなければならない。

（表）

子育て部分休暇申出（変更）兼承認（取消）請求書			
教育長 殿		年 月 日	
学 校 名		職・氏 名	
次のとおり子育て部分休暇の申出（変更）及び承認の請求をします。			
1 請 求 に 係 る 子			
氏 名			
請 求 者 と の 続 柄 等			
生 年 月 日	年 月 日		
2 申 出 の 内 容 又は 変 更 後 の 内 容	☐ ①1日につき2時間を超えない範囲内 ☐ ②1年につき、77時間30分（10日相当）を超えない範囲内 変更が必要 な事情		
3 請 求 期 間	年 月 日から	☐ 毎日	午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日まで	☐ その他（ ）	午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日から	☐ 毎日	午前 時 分から 午後 時 分まで
年 月 日まで	☐ その他（ ）	午前 時 分から 午後 時 分まで	
4 備 考			

- 注 1 該当する口には、レ印を記入すること。
- 2 申出の内容を変更する場合は、「変更が必要 な事情」欄に、申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育に著しい支障が生じることとなった状況が明らかになるように、具体的に記入すること。
- 3 「3 請求期間」欄には、申出又は変更に係る年度内の期間を記入すること。
- 4 「4 備考」欄には、請求に係る子が養育の場合は養育者の効力が生じた日を記入すること。
- 5 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書若しくは養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等のいずれか又はそれらの写し）を添付すること。
- 6 「3 請求期間」欄に記入された期間内における子育て部分休暇の承認の請求及び取消しの請求は、裏面に記入して行うこと。

（表）

子育て部分休暇承認（取消）請求書			
承認者印			承認 年 月 日
年 月 日			
教育長 殿		所 属 職・氏 名	
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。			
1 請 求 に 係 る 子			
氏 名			
請 求 者 と の 続 柄 等			
生 年 月 日	年 月 日 生		
2 請 求 期 間	年 月 日から	☐ 毎日	午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日まで	☐ その他（ ）	午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日から	☐ 毎日	午前 時 分から 午後 時 分まで
年 月 日まで	☐ その他（ ）	午前 時 分から 午後 時 分まで	
3 備 考			

- 注 1 該当する口には、レ印を記入すること。
- 2 「3 備考」欄には、請求に係る子が養育の場合は養育者の効力が生じた日を記入すること。
- 3 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書若しくは養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等のいずれか又はそれらの写し）を添付すること。
- 4 「2 請求期間」欄に記入された期間内における子育て部分休暇の承認の請求及び取消しの請求は、裏面に記入して行うこと。

(裏)

承認後 者確認	課次第 確認	課次第年月日		課次第に基づく承認文に取組む課の担当部署体制の確認						備考
		承認年月日	年月日	午	前	後	時間数			
	第1期	年月日	年月日	時	分から	時	分から	時間		
	第2期	年月日	年月日	時	分から	時	分から	時間		
	第3期	年月日	年月日	時	分から	時	分から	時間		
	第4期	年月日	年月日	時	分から	時	分から	時間		
	第5期	年月日	年月日	時	分から	時	分から	時間		
	第6期	年月日	年月日	時	分から	時	分から	時間		
	第7期	年月日	年月日	時	分から	時	分から	時間		
	第8期	年月日	年月日	時	分から	時	分から	時間		
	第9期	年月日	年月日	時	分から	時	分から	時間		
	第10期	年月日	年月日	時	分から	時	分から	時間		
	第11期	年月日	年月日	時	分から	時	分から	時間		
	第12期	年月日	年月日	時	分から	時	分から	時間		

議案第 1 号

（２）高松市立学校職員の部分休業に関する規則の一部改正

ア. 部分休業の申出及び変更並びに承認又はその取消しの
請求は、あらかじめ規定の様式により行うこととするも
の (第2条関係)

イ. 部分休業の取消しの請求は、教育長の委任を受けた校長に請求することとするもの （第3条関係）

ウ. 所要の様式整備をするもの (様式第 1 号関係)

(高松市立学校職員の部分休業に関する規則の一部改正)

第 2 条 高松市立学校職員の部分休業に関する規則（平成 4 年高松市教育委員会規則第 7 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(部分休業の承認の請求等の手続) 第 2 条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項の規定による申出及び同条第 3 項の規定による申出の変更並びに部分休業の承認又はその取消しの請求は、<u>部分休業申出（変更）兼承認（取消）請求書（様式第 1 号）</u>により行うものとする。 2～4 略	(部分休業の承認の請求手続) 第 2 条 部分休業の承認の請求は、<u>部分休業承認（取消）請求書（様式第 1 号）</u>により行うものとする。 2～4 略
(部分休業の承認の取消しの請求手続) 第 3 条 部分休業の承認を受けている職員は、教育長から<u>その委任を受けた校長</u>に対して、当該部分休業の承認の取消しを請求することができる。 2 略	(部分休業の承認の取消しの請求手続) 第 3 条 部分休業の承認を受けている職員は、教育長に対して、当該部分休業の承認の取消しを請求することができる。 2 略

様式第 1 号（第 2 条、第 3 条関係）

(表)

部分休業申出（変更）兼承認（取消）請求書			
教育長 殿	年 月 日	学 校 名	
職・氏 名			
次のとおり部分休業の申出（変更）及び承認の請求をします。			
1 請 求 に 係 る 子			
氏 名			
請 求 者 と の 続 柄 等			
生 年 月 日	年 月 日		
2 申 出 の 内 容 又は 変 更 後 の 内 容	☐ ① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 ☐ ② 1 年につき、7.7 時間 3.0 分（1.0 日相当）を超えない範囲内		
変 更 が 必 要 な 事 情			
3 請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他（ ）	午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他（ ）	午前 時 分から 午後 時 分まで
4 備 考			

注 1 該当する口には、レ印を記入すること。
2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「3 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
3 申出の内容を変更する場合は、「変更が必要な事情」欄に、申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じることとなった状況が明らかにするように、具体的に記入すること。
4 「3 請求期間」欄には、申出又は変更に係る年度内の期間を記入すること。
5 「4 備考」欄には、請求に係る子が養子となる場合は養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子の出生前に請求する場合は出産予定日を記入すること。
6 この請求書には、請求に係る子の出生予定を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し）又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出証明書、官公署が発行する出生届受理証明書若しくは養子縁組受理証明書、事件が保属している家庭裁判所等が発行する事件保属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等がつけられる写し）を添付すること。
7 「3 請求期間」欄に記入された期間内における部分休業の承認の請求及び取消しの請求は、裏面に記入して行うこと。

様式第 1 号（第 2 条、第 3 条関係）

(表)

部分休業承認（取消）請求書			
承認者印	年 月 日	承 認 年 月 日	
教育長 殿	年 月 日	所 属	
職・氏 名			
次のとおり部分休業の承認を請求します。			
1 請 求 に 係 る 子			
氏 名			
請求者との続柄等			
生 年 月 日	年 月 日生		
2 請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他（ ）	午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他（ ）	午前 時 分から 午後 時 分まで
3 備 考			

注 1 該当する口には、レ印を記入すること。
2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「2 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
3 「3 備考」欄には、請求に係る子が養子となる場合は養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子の出生前に請求する場合は出産予定日を記入すること。
4 この請求書には、請求に係る子の出生予定を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し）又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出証明書、官公署が発行する出生届受理証明書若しくは養子縁組受理証明書、事件が保属している家庭裁判所等が発行する事件保属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等のいずれか又はそれらの写し）を添付すること。
5 「2 請求期間」欄に記入された期間内における部分休業の承認の請求及び取消しの請求は、裏面に記入して行うこと。

(裏)									
承認種 の 種 別	請求者 の 姓 名	請求年月日		請求に基づく承認又は取消し後の部分休業の時間				時間数 (単位: 1 時間 15 分)	備 考
		承認年月日	年 月 日	午前	午後	時間数	時間数		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		

(裏)									
承認種 の 種 別	請求者 の 姓 名	請求年月日		請求に基づく承認又は取消し後の部分休業の時間				時間数 (単位: 1 時間 15 分)	備 考
		承認年月日	年 月 日	午前	午後	時間数	時間数		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分		

2 主な内容及び該当条項

議案第 1 号

- (3) 高松市立学校職員の管理運営に関する規則の一部改正
- ア. 部分休業の承認は、教育長が行い、その取消しは、教育長からその委任を受けた校長が行うこととするもの
- (第 1 8 条の 3 関係)
- イ. 所要の規定整備をするもの
- (第 1 8 条関係)

(高松市立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第 3 条 高松市立学校の管理運営に関する規則(昭和 33 年高松市教育委員会規則第 6 号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(休暇) 第 18 条 略 2 病気休暇、特別休暇(教員にあっては公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 7 年香川県教育委員会規則第 18 号。第 6 項において「<u>公立学校職員勤務時間等規則</u>」という。)第 15 条に、<u>学校栄養職員及び事務職員にあっては職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 7 年香川県人事委員会規則第 3 号。第 6 項において「職員勤務時間等規則」という。)</u>第 17 条に規定するものを	(休暇) 第 18 条 略 2 病気休暇、特別休暇(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 7 年香川県教育委員会規則第 18 号。第 6 項において「<u>勤務時間等規則</u>」という。)第 15 条に規定するものを除く。第 4 項において同じ。)又は介護時間の請求があった場合においては、教育長又はその委任を受けた校長は、速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定の内容を通知

除く。第 4 項において同じ。)又は介護時間の請求があった場合においては、教育長又はその委任を受けた校長は、速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定の内容を通知するものとする。 3～5 略 6 校長は、病気休暇又は公立学校職員勤務時間等規則第 13 条第 1 項第 5 号に掲げる場合の特別休暇を承認した場合において、その休暇の期間が引き続き 1 月を超えるときは、遅滞なく教育長に届け出るものとする。同項第 7 号に掲げる場合の特別休暇に係る申出及び同項第 8 号に掲げる場合の特別休暇に係る届出があったとき並びに職員勤務時間等規則第 15 条第 1 項第 6 号に掲げる場合の特別休暇に係る申出及び同項第 7 号に掲げる場合の特別休暇に係る届出があったときも、同様とする。 7・8 略 (職員の部分休業) 第 18 条の 3 職員の部分休業の承認は、<u>教育長が行い、その取消しは、教育長からその委任を受けた校長が行う。</u>	するものとする。 3～5 略 6 校長は、病気休暇又は勤務時間等規則第 13 条第 1 項第 5 号に掲げる場合の特別休暇を承認した場合において、その休暇の期間が引き続き 1 月を超えるときは、遅滞なく教育長に届け出るものとする。同項第 7 号に掲げる場合の特別休暇に係る申出及び同項第 8 号に掲げる場合の特別休暇に係る届出があったときも、同様とする。 7・8 略 (職員の部分休業) 第 18 条の 3 職員の部分休業の承認及びその取消しは、校長が行う。
--	---

3 施行期日等

令和 8 年 2 月 1 日

附則

第 1 項

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定による改正後の高松市立学校職員の服務に関する規則第 2 条、第 10 条の 3 第 3 項、第 13 条の 2 及び第 6 号様式の 7 の改正規定並びに第 2 条の規定による改正後の高松市立学校職員の部分休業に関する規則第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項及び様式第 1 号の改正規定並びに第 3 条の規定による改正後の高松市立学校の管理運営に関する規則第 18 条の 3 の改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。

19

附則

第 2 項

第 1 条の規定による改正前の高松市立学校職員の服務に関する規則第 6 号様式の 7 及び第 2 条の規定による改正前の高松市立学校職員の部分休業に関する規則様式第 1 号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

20

報告事項 1

令和 8 年第 1 回高松市議会臨時会 提出議案に対する意見の申出について

教育局総務課

21

1. 令和 7 年度高松市一般会計補正予算（第 8 号）

報告事項 1

主管		会計	科目（款）	科目（項）
健康福祉局		一般会計	教育費	幼稚園費
細々目及び事業概要			金額	財源内訳
幼稚園運営事務費			250	特定財源
備品購入費			250	国 83 県 83
事業概要	国の事業継続支援事業を活用し、一時預かり事業を実施する市立幼稚園において、物品等の購入を行うもの			一般財源 84

《単位：千円》

補正前額	補正額	補正後額
2,297	250	2,547

22

報告事項 2

令和7年度 高松市立小・中学校及び 高松第一高等学校教職員 永年勤続感謝状贈呈式の開催について

教育局学校教育課

23

報告事項 2

令和7年度 高松市立小・中学校及び高松第一高等学校 教職員永年勤続感謝状贈呈式 式次第

- (1) 日時 令和8年2月25日(水) 16時～
- (2) 場所 高松市役所 大会議室(13階)
- (3) 式次第

- 1 開式のことば
- 2 感謝状贈呈
- 3 教育長あいさつ
- 4 代表謝辞
- 5 閉式のことば



24

報告事項 3

「高松市合併20周年記念 新春子どもフェスティバル2026」の開催について

教育局生涯学習課

25

高松市合併20周年記念 新春子どもフェスティバル2026の概要

報告事項 3

(1)	事業目的	寒さに負けない元気な子どもの育成と子ども会活動の発展を目的とするもの
(2)	開催日時	令和8年2月1日(日) 9時20分～14時30分
(3)	開催場所	高松市役所(かるたとり大会、遊び名人コーナー) 四番丁スクエア運動場(ドッジボール大会) 四番丁スクエア体育館(開会行事、すもう大会、遊び名人コーナー) 四番丁スクエア体育館前(バザー、移動図書館車ララ号) 四番丁スクエア緑地帯(遊び名人コーナー、創作コーナー) アイパル香川(～国際交流～創作コーナー、遊び名人コーナー) ※ドッジボール大会、緑地帯の遊び名人コーナー及び創作コーナーは雨天時中止
(4)	参加対象者	競技種目: 各校区の競技大会出場選手及び引率の育成者 自由参加種目: 高松市内の子どもたちとその保護者

26

高松市合併20周年記念 新春子どもフェスティバル2026の概要

報告事項 3

(5)	主 催	新春子どもフェスティバル実行委員会
(6)	共 催	高松市子ども会育成連絡協議会・高松市教育委員会
(7)	そ の 他	・四番丁スクエアにて、移動図書館車「ララ号」が図書の貸出しを実施予定。 ・アイパル香川にて、英語版「高松わくわくかるた」の体験や外国の遊び体験など、遊びを通じて外国人との交流ができる「～国際交流～創作コーナー」を実施予定。



2026

新春

子どもフェスティバル

さむさに まけるな かぜのこ よいこ

報告事項3 資料

とき

令和8年

2月1日(日)

9:20 ▶ 14:30

ところ

四番丁スクエア体育館 (旧四番丁小)
すもう大会、遊び名人コーナー、バザー四番丁スクエア運動場 (旧四番丁小)
ドッジボール大会四番丁スクエア緑地帯 (旧四番丁小)
遊び名人コーナー、創作コーナー

高松市役所

かるたとり大会、遊び名人コーナー

アイパル香川 ~国際交流コーナー~
創作コーナー、遊び名人コーナー遊び場!
学び場!

埋蔵文化財センター

昔のものづくりに
ちょうせんしよう!

四番丁スクエア

緑地帯

ドッジボール大会

体育館前

バザー

移動図書館車ララ号

運動場

体育館

高松市役所

市役所1階市民広場

★ホース輪投げ
★ケンケン・パ

かるたとり大会

●13階主会場
●11階控室

~国際交流コーナー~

創作コーナー

☆おじゃみ
☆紙芝居
☆けん玉
☆せっけんづくり☆バルーン
☆折り紙・
お手玉ポッチャ
☆割りばし鉄砲
☆クラフト
☆焼印

☆外国の遊び

☆英語版「高松わくわくかるた」

遊び名人コーナー

★おはしで豆つかみ

アイパル香川

★は遊び名人スタンプラリーの種目です。☆は創作コーナーの種目です。※移動図書館車ララ号はフェスティバル開催中利用できます。

高松市子ども会憲章

1. 元気で 明るい子になろう
1. 友だちと 仲よく遊ぼう
1. 自分から すずんで活動しよう
1. みんなのために 役立とう
1. 自然に親しみ 大切にしよう

◆主 催◆

新春子どもフェスティバル実行委員会

◆共 催◆

高松市子ども会育成連絡協議会
高松市教育委員会

◆協力団体等◆

高松市共同募金委員会、(公財)香川県国際交流協会、香川県総務部知事公室国際課、日本ボーイスカウト香川連盟、ガールスカウト香川県連盟第1団、高松市相撲連盟、高松市小学校体育研究会、高松市少年教育指導員、(公社)日本けん玉協会香川県支部、高松市青年連絡協議会、香川県退職公務員連盟高松支部、まいまい塾ネットワーク、高松おじゃみの会、高松市レクリエーション協会、高松市ジュニア・リーダークラブ、牟礼町ジュニア・リーダークラブ、各校区子ども会育成会、香川県教育委員会生涯学習・文化財課

◆連絡先◆

高松市教育委員会生涯学習課
TEL.087-839-2633

協賛企業

あなぶき興産 石垣メンテナンス(株) (有)イナテンソー (株)インテリアプランニング・キット (有)インテリア松本 エヌケー建設(株) 香川県魚市場(株) カナデビア(株) (有)巧進印刷 ことでんバス 四国テクニカルメンテナンス(株) 下笠居無名会 水ingエンジニアリング(株) ホテル セカンドステージ (有)関元工務店 (有)石材商 太元屋 (医)佳友会タウンクリニック高松東 (株)中田養蜂 和処NOGO 日新電機(株) NEWレオマワールド (福)はつき会 (株)フソウ フルイチ(株) (株)松岡工務店 (有)松下工務店 (株)丸仲石材 (有)丸美食品工業所 (株)明電舎四国支店 メタウォーター(株) タ風の湯HOTEL花樹海 (株)レクザム



0 英語

高松 おくおくかるた

English

全日本かるた大会
ランダム再生

タップしてはじめる

閉会式
(表彰式)各競技会場

高松わくわくかるた

も
あり
ます
！
ア
プ
リ
で
遊
べ
ま
す
！



(日本語版もあるよ！)

昔のものづくりにちょうせんしょう！

事前
申請制

★鋳造体験 600円～
★勾玉作り体験 500円
お申込みの詳細は当センターHPへ →

